

浜松市契約公報

発行所 〒430 - 8652
浜松市中央区元城町 103 - 2
浜松市役所
(財務部調達課)
電話 053 - 457 - 2173

目次

○ 入札公告 (2件)

浜松市調達公告第26号

令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事 (建築工事) 1

浜松市調達公告第27号

令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事 (機械設備工事) 33

公 告

浜松市調達公告第26号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を下記のとおり執行する。なお、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和8年4月7日

浜松市長 中野 祐介

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事 (建築工事)
(課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第2026000071号)
- (2) 工事場所 浜松市中央区板屋町地内
- (3) 工事概要 建築一式工事 (別紙設計書のとおり)
- (4) 工期 本契約締結日の翌日から令和11年6月29日まで
- (5) 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案 (以下「技術提案等」という。) を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式 (標準型) の工事である。
- (6) 本工事は、設計書の参考数量適用工事である。

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒430 - 8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市財務部調達課 電話 053 - 457 - 2176
Eメールアドレス tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(2) 契約担当課 (1) に同じ

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同企業体は2者又は3者で構成し、各構成員の出資比率は2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とすること。また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。代表構成員はア、イ及びエからコの要件を満たしており、その他の構成員はア及びウからコの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示(平成20年10月1日告示第390号。以下「告示」という。)の規定により、令和7・8年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が1,200点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年4月28日(火)までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。

ウ 告示の規定により、令和7・8年度の建築一式工事に係る競争入札参加の資格の認定を受けており、建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値(P)が900点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年4月28日(火)までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

オ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

ク 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

ケ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

コ 共同企業体の構成員は、2以上の共同企業体の構成員になることができない。

- (2) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とすることとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

4 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びにヒアリングに関する事項

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び技術提案等を提出すること。

- (1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びに評価点の確認

ア 入札参加資格確認申請書の提出方法

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）他別記の1に記載されたものを提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から23日以内に通知する。なお、提出は電子入札システム（以下「システム」という。）を原則とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準 様式3）を提出）を得た場合は、別記の1により持参することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）を提出し発注者の指示に従うこと。）

イ 技術提案等の提出方法

入札説明書に示す様式及び注意事項に基づき作成し、システムによる提出を原則とする。ただし、電子ファイルの容量が大きいため電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参できる。

- (2) 技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

- (3) 配置予定技術者のヒアリング

代表構成員の配置予定技術者に対し、当該工事の理解度及び取り組み姿勢等についてヒアリングを実施する。ヒアリングは令和8年5月11日（月）から令和8年5月15日（金）の間で市が指定する日に実施するものとし、詳細については別途通知する。

なお、複数の技術者を登録する場合は、それぞれの技術者についてヒアリングを行うものとし、配置予定技術者でない者の代理出席は認めない。また、特別な事情なくヒアリングを欠席した場合は、その者の当該工事への配置を認めない。

- (4) 参加資格がないと認められた者等の説明要求

参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の1によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

- (5) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに別記の1(1)イ、別記の1(2)ウに記載した書類を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（技術提案等の内容に応じて付与する点数）の合計を当該参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

(2) 評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準及び評価指標については、入札説明書による。

ア 施工上の提案に関する事項

(ア) 資機材搬出入時における第三者への安全に配慮した取組み（技術提案）

(イ) 中ホールのオルガン養生に関する取組み（技術提案）

イ 施工実績に関する事項

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

※アの項目で最大10.0点、イ及びウの項目で最大5.0点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

ア 技術提案の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数を15.0点とする。

イ 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

ウ 上記イにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

また、施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績

評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

6 設計図書等について

- (1) 設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の2により閲覧させ又は提供する。
- (2) 設計図書等に対する質問書は、別記の3により提出すること。
- (3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

7 現場説明会（机上説明会を含む。）の日時及び場所等

現場説明会は、実施しない。

8 入札執行の日時及び場所等

入札執行の日時等は、別記の4により執行する。

9 入札方法等

- (1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参又は郵送して入札できる。

(2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合

入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合

入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）

ウ 郵送による入札の場合

入札書、工事費内訳書

※なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとすること。また、本書が未提出又は不備がある場合は、無効の入札として取り扱うことがある。

- (3) (2)の文書を提出しない者の入札は認めない。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、郵便入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札に参加できないものとする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 調査基準価格及び失格基準価格

- (1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。なお、失格基準価格は設定しない。

- (2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、同条第1項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならない。なお、補助技術者は、専門技術者、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）又は他工事の補助技術者を兼ねることができる。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならない。

エ 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び補助技術者は、これを兼ねることができない。また、補助技術者は、他工事の現場代理人又は監理技術者等を兼ねることができない。

オ 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

カ 受注者の責による契約解除や履行不能に伴う違約金の額は、請負代金額の10分の3とする。

1.1 契約に関する特記事項

(1) 本工事の請負契約にあつては、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浜松市条例第26号）第2条の規定により、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会（以下「市議会」という。）9月定例会に契約議案を提出し、議決を経て本契約を締結する。

(2) この仮契約締結から市議会の議決までの間に、落札者が3に掲げる参加資格を失った場合は、発注者は仮契約の解除を行うことができるものとする。

(3) 市議会の議決を得られなかった場合、又は仮契約を解除した場合における落札者の損害については、発注者は一切の責めを負わないものとする。

(4) 本工事は、「令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）」及び「令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（電気設備工事）」（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、本工事の契約締結に際しては次のとおりとする。

ア 関連工事のすべて又はいずれかが入札不調となった場合は、本工事の仮契約締結後、市議会11月定例会に契約議案を提出し、議決を経て本契約を締結することがある。

イ 関連工事にかかる契約議案を市議会11月定例会に提出できない場合は、発注者は本工事の仮契約を解除することがある。

1.2 入札保証金 この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

1.3 前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

1.4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等制限付一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

※共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1共同企業体のみを入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

1.5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

1.6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

1.7 くじの実施

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

1.8 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。

19 労務費ダンピング調査の試行

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った場合、その理由の確認を次のとおり行う。

(1) 対象者

低入札価格調査の対象となった落札候補者

(2) 理由の確認方法

書面による確認とする。

(3) その他

書面の様式等については別途連絡し、低入札価格調査と並行して労務費ダンピング調査を行う。理由を回答しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

20 その他

- (1) 本工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約である。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

21 Summary

(1) Name and Quantity of Services or Goods

Act City Hamamatsu A Zone Renovation Works 2026 (Construction Works)

(2) Date & Location of Bid Opening:

June 11, 2026 (Thu), 9:00AM

Bid Room (*Nyusatsu-shitsu*), Hamamatsu City Hall (5F North Annex)

(3) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:

[Division Responsible for Contracts]

Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2176

[Division Responsible for Operations]

Creative Cities and Cultural Promotion Division, Citizen Affairs Department,
Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2417

別 記

1 一般競争入札参加資格確認申請等及び技術提案等

(1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 令和8年4月8日(水)午前9時から令和8年4月28日(火)午後0時(正午)までのシステム稼働時間内とする。

イ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式1)
- (イ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (ウ) 技術提案書(様式2-1、様式2-2)
- (エ) 企業の施工実績等(様式3)
- (オ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (カ) 共同企業体に係る書類(押印のうえ、提出すること。)

- あ 建設工事入札参加資格審査申請書
- い 電子入札利用届(JV用)
- う 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- え 使用印鑑届

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 令和8年4月8日(水)から令和8年4月28日(火)までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)まで。郵送の場合は令和8年4月27日(月)必着とする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

ウ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式1)
- (イ) 紙入札方式参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)
- (ウ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (エ) 技術提案書(様式2-1、様式2-2)
- (オ) 企業の施工実績等(様式3)
- (カ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (キ) 共同企業体に係る書類(押印のうえ、提出すること。)

- あ 建設工事入札参加資格審査申請書
- い 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- う 使用印鑑届

(3) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

令和8年6月3日(水)午後1時以降、システム又は電子メールにより通知する。

なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

(4) 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方 法 システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡すること。

イ 提出期限 令和8年6月5日(金)午後5時

ウ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

エ 回 答 令和8年6月8日(月)までにシステム又は電子メールにより通知する。

2 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法

- (1) 閲覧期間及び公開期間 令和8年4月7日(火)から令和8年6月10日(水)まで(ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 閲覧場所 浜松市役所(財務部調達課)
- (3) 公開場所及び入手方法 P P I の当該案件のページからダウンロードして入手すること。なお、設計図書等については、財務部調達課へ「設計図書申込書」をメールにて提出すること。
- (4) その他 「設計図書申込書」をメール送信後電話連絡すること。申込書を受領後、指定されたアドレスあてに設計図書等のデータを送付する。

3 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 システム、電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、送信後電話連絡すること。
- (2) 受付期間 令和8年4月8日(水)から令和8年6月2日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

4 入札執行日時等

- (1) 入札書等受付期間
 - ア システムによる入札の場合
令和8年6月9日(火)午前9時から令和8年6月10日(水)午後0時(正午)までのシステム稼働時間内とする。
 - イ 紙入札による持参の場合
令和8年6月9日(火)から令和8年6月10日(水)までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)までとする。)※郵送は(2)のウを参照
- (2) 提出方法
 - ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること。
 - イ 紙入札による持参の場合
 - (ア) 提出場所 浜松市役所(財務部調達課)へ(1)までに直接持参すること。
 - (イ) 提出書類 入札書、工事費内訳書、委任状(代理人の場合)
 - (ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書(浜松市電子入札運用基準 様式4)、入札書、委任状(代理人の場合)及び工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。
 - ウ 郵送による場合
 - (ア) 送付先 浜松市役所財務部調達課工事契約グループ
 - (イ) 提出期限 令和8年6月9日(火)必着
 - (ウ) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便
郵送用封筒には①送付先(入札担当課の郵便番号、所在地、名称)、②件名、③入札者の郵便番号、所在地、名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札書と工事費内訳書がひとつの封筒に封かできない場合は、それぞれを封かんした

上で一つの郵送用封筒により送付すること。

(エ) 提出書類 入札書、工事費内訳書

(オ) 郵送提出の注意事項

入札書等が浜松市に到達した以降は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 開札の日時 令和8年6月11日(木)午前9時00分

(4) 開札の場所 浜松市役所(入札室)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

1 工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（建築工事）

2 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2026000071号

3 その他説明事項

(1) 設計書等の受託者

ア 公告3（1）ケの「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社日本設計中部支社 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号

イ 公告3（1）ケの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の（ア）又は（イ）に該当するものである。

(ア) 当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(2) 建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

ア 分別解体等の方法

イ 解体工事に要する費用

ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地

エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。システムによる提出の場合は、代表者印は不要とすることができる。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 技術提案等

(ア) 技術提案書（様式2-1、様式2-2）

(イ) 企業の施工実績等（様式3）

(ウ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）

ウ 工事費内訳書 P P I に格納してある様式を用いること。

- (4) 現場（工事）説明
現場説明は実施しない。
- (5) 質疑応答書の提出について
質疑のある場合についてのみ、令和8年6月2日（火）午後4時までに様式5により提出すること。
- (6) その他
以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。
「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」
「一般競争入札心得」
「質疑応答書」

4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

浜松市一般競争入札
設 計 図 書 申 込 書

開札日 6月11日

工 事 名 称	令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（建築工事） （課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第2026000071号）		
申 込 日	令和 年 月 日（ ）		
所在地及び 会 社 名			
担 当 者 名	(押印不要)	電話番号	— —
送付先メール アドレス			

浜松市財務部調達課
工事契約グループ
Eメールアドレス：
tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

入札公告番号	浜松市調達公告第 26 号	公告年月日	令和 8 年 4 月 7 日
工 事 名	令和 8 年度 アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事（建築工事） （課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第 2026000071 号）		
工 事 場 所	浜松市中央区板屋町地内		
業 種 ラ ン ク 等	<ul style="list-style-type: none"> ・代表構成員 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）_____点 ・その他の構成員① 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）_____点 ・その他の構成員② 建築一式工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）_____点 		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し （確認申請書の提出期限日時点で有効のもの）※全ての構成員 ・技術提案書（様式 2-1、様式 2-2） ・企業の施工実績等（様式 3） ・配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式 4） ・共同企業体に係る書類（押印のうえ、提出すること） <ul style="list-style-type: none"> ①建設工事入札参加資格審査申請書 ②電子入札利用届（JV用）（電子入札システムを利用する場合） ③特定建設工事共同企業体協定書の写し ④使用印鑑届 		

同種・類似工事に該当する場合は、契約書の写しを添付すること。CORINS への登録がある場合は、工事カルテを添付すること。工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は必ず添付すること。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市調達公告第 26 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

その他の
構成員① 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

その他の
構成員② 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者	共同企業体 の 名 称	
代表者	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟
その他の 構成員①	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟
その他の 構成員②	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟

今般貴市所管に係る令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（建築工事）の入札に参加したいので、特定建設工事共同企業体を結成し、別冊〇〇特定建設工事共同企業体協定書及び指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

電子入札利用届（JV用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

共同企業体
の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

その他の 住 所
構成員① 商号又は名称
代 表 者 名

その他の 住 所
構成員② 商号又は名称
代 表 者 名

本共同企業体において、構成員は代表者に入札に関する一切の権限を委任し、代表者のICカードにより浜松市の電子入札に参加したいので届け出ます。

〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 浜松市発注に係る令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(建築工事)(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、たとえば3と記入する。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、

当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

使 用 印 鑑 届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

その他の 住 所
構成員① 商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

その他の 住 所
構成員② 商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

下記の印鑑を令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（建築工事）の入札の参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使用印鑑

(代表者の印を押印する)

総合評価方式（標準型）入札説明書

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

- 1 工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（建築工事）
- 2 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2026000071号
- 3 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案等」という。）を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。
- 4 技術提案書等の提出について
 - (1) 提出する技術提案書等は以下のとおりとする。
 - ア 技術提案書（様式2-1、様式2-2）
 - イ 企業の施工実績等（様式3）
 - ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
 - (2) 作成上の注意事項
 - ア 技術提案書（様式2-1、様式2-2）

「技術提案書作成にあたっての条件等（別添資料1-1、1-2）」を確認し、「資機材搬出入時における第三者への安全に配慮した取組み」、「中ホールのオルガン養生に関する取組み」に関する技術提案を記載すること。
 - イ 企業の施工実績等（様式3）
 - (ア) 代表構成員の実績について記載すること。
 - (イ) 平成23年度以降に完成・引渡しをした、同種工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1, 800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る）又は類似工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1, 400席以上1, 800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る）を元請（単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。）として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。
 - (ウ) 受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。
 - (エ) CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。
 - ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
 - (ア) 代表構成員の実績について記載すること。
 - (イ) 配置を予定する技術者の氏名、年齢等を記載する。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査は、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。また、

実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などとし、書面等の方法により発注者と受注者の間で合意がなされた場合とする。ただし、原則として、配置予定技術者と同等以上の資格を有し、かつ、加算点の合計が同等以上となる技術者との交代であることとする。

(ウ) 工事経験は、平成23年度以降に完成・引渡しをした、同種工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））又は類似工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））を主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。ただし、単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員として受注した元請工事に限る。

(エ) CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

5 総合評価に関する事項

入札の評価に関する基準

各評価項目について次の評価基準に基づき加点するものとする。

令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(建築工事)					
評価項目・配点一覧表		(課名:創造都市・文化振興課 入札番号:202600071)			
企業への期待	評価の視点	評価項目	評価基準		
企業の高度な技術力	施工上の提案	①資機材搬入時における第三者への安全に配慮した取組み (評価項目に対する提案は5つ以内とする。)	取組が適切であり、優れた工夫がみられる。(2ポイント) 取組が適切であり、工夫がみられる。(1ポイント) 取組が適切である。(0ポイント)		
		②中ホールオルガン養生に関する取組み (評価項目に対する提案は5つ以内とする。)	取組が適切であり、優れた工夫がみられる。(2ポイント) 取組が適切であり、工夫がみられる。(1ポイント) 取組が適切である。(0ポイント)		
小計			10.0		
企業の技術力	施工実績	過去15年間(当該年度及び過去15年度)の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	1.0
			類似工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	0.5
			該当なし		0.0
	配置予定技術者の能力	過去15年間(当該年度及び過去15年度)の主任(監理)技術者の施工経験の有無 ※主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験を対象とする。	同種工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	2.0
			類似工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事(増築又は改築工事については、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	1.0
			該当なし		0.0
		当該工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング) ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性 (①資機材搬入時における第三者への安全に配慮した取組み)	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組姿勢がみられる。	1.0	
			当該工事について適切に把握している。	0.5	
			その他	0.0	
			当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組姿勢がみられる。	1.0	
当該工事の理解度・取組姿勢(ヒアリング) ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性 (②中ホールオルガン養生に関する取組み)	当該工事について適切に把握している。	0.5			
	その他	0.0			
	小計	5.0			
合計			15.0		

※施工実績及び配置予定技術者の能力の項目は、代表構成員を評価対象とする。

6 実施上の留意事項

- (1) 技術提案書に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関して提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。
- (2) 技術提案等について、契約金額の変更は認めない。
- (3) 技術提案等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された技術提案等は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (5) 技術提案等に虚偽の記載をした者は、この入札に参加できない。また、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。なお、技術提案等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (6) 提出された技術提案等は、返却しない。

技術提案書作成にあたっての条件等

(発注者が設定している標準案等)

①評価項目：資機材搬出入時における第三者への安全に配慮した取組み

発注者が設定している標準案とその前提条件	
<p>【項目設定の趣旨】</p> <p>本施設は浜松駅に近接しており、本工事の周囲道路は交通量が特に多いことから、資機材及び廃材の搬出入時における第三者に対する安全対策のための施工工夫が重要である。</p>	
1. 提案項目	<p>資機材及び廃材の搬出入時における、周囲道路の通行人及び通行車両に対する安全に配慮した取組みについて、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。</p>
2. 標準案	<p>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版及び設計図、現場説明書、特記仕様書による。</p>
3. 記載要領	<p>様式2-1に当該工事に採用する施工計画を提案すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 提案は5つ以内とし、具体的な施工計画について該当欄に簡潔に記載すること。 2) ICT(情報通信技術)活用に関する施工計画等を積極的に提案すること。 3) 作業説明図又はその他必要に応じて、簡潔な図等(A3版、枚数は問わない)を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDFによる電子データとし、どの提案に添付するものであるか判別できるようにすること。 4) 技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、同様式の該当欄に「○」と記すこと。
4. 評価内容	<ol style="list-style-type: none"> 1) 提案は、施工計画の適切性、施工条件との整合、確実性などにより評価する。 2) 施工方法は、標準案(一般的かつ標準的な方法)を前提とし、その施工の確実性を高める工事従事者が行う工夫を評価するものであるため、<u>設計変更を伴うもの若しくは明らかに施工承諾が必要な提案は採択しない。</u> 3) 採択された内容は、「評価項目・配点一覧」に示す評価基準により評価する。
5. 留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 提案に伴う工事費の変更は行わないため、受注者の責により提案すること。 2) 他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。 3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。 4) 採択された施工計画は、すべて契約書にその内容を記載する。受注者は、工事の施工に先立ち、詳細な施工計画書を作成し、監督員に提出すること。また、受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書等による。

技術提案書作成にあたっての条件等

(発注者が設定している標準案等)

②評価項目：中ホールオルガン養生に関する取組み

発注者が設定している標準案とその前提条件

【項目設定の趣旨】

本施設の中ホールにはオルガンが設置されており、本工事期間中は残置となることから、オルガン保護のために養生壁を設置し、オルガンエリアと工事エリアを区分する仮設計画としているが、当該養生壁付近での天井改修、舞台床改修時においてオルガンへの影響を最小限に抑えるための振動及び粉塵対策の施工工夫が重要である。

1. 提案項目

養生壁付近での天井改修、舞台床改修時においてオルガンへの影響を最小限に抑えるための振動及び粉塵に配慮した取組みを具体的に提案する。

2. 標準案

オルガンエリアと工事エリアを区分する養生壁を設置し、オルガンエリア内を密閉した上でオルガンに適した温湿度環境の維持及び粉塵対策として正圧とするための空調設備を設置する。

3. 記載要領

様式 2 - 2 に当該工事に採用する施工計画を提案すること。

- 1) 提案は 5 つ以内とし、具体的な施工計画について該当欄に簡潔に記載すること。
- 2) ICT（情報通信技術）活用に関する施工計画等を積極的に提案すること。
- 3) 作業説明図又はその他必要に応じて、簡潔な図等（A 3 版、枚数は問わない）を添付することができる。ただし、添付する場合は、PDF による電子データとし、どの提案に添付するものであるか判別できるようにすること。
- 4) 技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、同様式の該当欄に「○」と記すこと。

4. 評価内容

- 1) 提案は、施工計画の適切性、施工条件との整合、確実性などにより評価する。
- 2) 施工方法は、標準案（一般的かつ標準的な方法）を前提とし、その施工の確実性を高める工事従事者が行う工夫を評価するものであるため、設計変更を伴うもの若しくは明らかに施工承諾が必要な提案は採択しない。
- 3) 採択された内容は、「評価項目・配点一覧」に示す評価基準により評価する。

5. 留意事項

- 1) 提案に伴う工事費の変更は行わないため、受注者の責により提案すること。
- 2) 他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。
- 3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。
- 4) 採択された施工計画は、すべて契約書にその内容を記載する。受注者は、工事の施工に先立ち、詳細な施工計画書を作成し、監督員に提出すること。また、受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書等による。

技 術 提 案 書

工 事 名 : 令和 8 年度 アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事 (建築工事)

共同企業体名 :

技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、右の空欄に「○」と記すこと。その場合、以下は記入しない。	
--	--

① 資機材搬出入時における第三者への安全に配慮した取組み		
No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1		
2		
3		
4		
5		

(注意事項)

- 1 当該工事の工事内容に対しての技術提案を記載すること。
(単純に共通仕様書等の内容を列記した記述は、評価しない。)
- 2 記載内容は具体的に記述するとともに、施工実績がある場合はそれを証明する書類を添付すること。
- 3 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の添付資料は制限しない。

技術提案書

工 事 名 : 令和 8 年度 アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事 (建築工事)

共同企業体名 :

技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、右の空欄に「○」と記すこと。その場合、以下は記入しない。	
--	--

② 中ホールオルガン養生に関する取組み		
No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1		
2		
3		
4		
5		

(注意事項)

- 1 当該工事の工事内容に対しての技術提案を記載すること。
(単純に共通仕様書等の内容を列記した記述は、評価しない。)
- 2 記載内容は具体的に記述するとともに、施工実績がある場合はそれを証明する書類を添付すること。
- 3 記載枚数は制限しないが、極力 1 ページにまとめること。図面等の添付資料は制限しない。

企 業 の 施 工 実 績 等

※代表構成員の実績等について記載すること

工 事 名 令和 8 年度 アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事（建築工事）

会社名： _____

過去 1 5 年間の会社の同種・類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	同種・類似の区別	同 種 ・ 類 似 ・ な し
	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	
	工 事 概 要	
	CORINS への登録	あり（CORINS 登録番号： _____）・なし

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

※受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

浜松市調達公告第27号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を下記のとおり執行する。なお、この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

令和8年4月7日

浜松市長 中野 祐介

記

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）
（課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第2026000148号）
- (2) 工事場所 浜松市中央区板屋町地内
- (3) 工事概要 管工事（別紙設計書のとおり）
- (4) 工期 本契約締結日の翌日から令和11年6月29日まで
- (5) 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案（以下「技術提案等」という。）を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。
- (6) 本工事は、設計書の参考数量適用工事である。

2 契約事項を示す場所

- (1) 入札担当課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
浜松市財務部調達課 電話 053-457-2176
Eメールアドレス tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- (2) 契約担当課 (1)に同じ

3 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

浜松市建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 共同企業体は2者で構成し、各構成員の出資比率は30パーセント以上とすること。
また、代表者はその比率の最大の者で、かつ、より大きな施工能力を有するものであること。代表構成員はア、イ及びエからコの要件を満たしており、その他の構成員はア及びウからコの要件を満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日告示第390号。以下「告示」という。）の規定により、令和7・8年度の管工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、管工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）が1,000点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年4月28日（火）までに資格審査の申請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。
 - ウ 告示の規定により、令和7・8年度の管工事の競争入札参加の資格の認定を受けており、管工事の経営事項審査結果の総合評定値（P）が850点以上の者であること。なお、上記資格の認定を受けていない者でこの入札に参加しようとする者は、浜松市財務部調達課に定められた様式により令和8年4月28日（火）までに資格審査の申

請を行う必要がある。ただし、当該特定調達契約の入札を辞退した場合、その申請に基づく登録は無効とする。

エ 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

オ 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

ク 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

ケ 1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

コ 共同企業体の構成員は、2以上の共同企業体の構成員になることができない。

(2) 建設業法等に規定する技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とする事とし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。

4 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びにヒアリングに関する事項

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書及び技術提案等を提出すること。

(1) 入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出並びに評価点の確認

ア 入札参加資格確認申請書の提出方法

この入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）他別記の1に記載されたものを提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は提出期限日の翌日から23日以内に通知する。なお、提出は電子入札システム（以下「システム」という。）を原則とするが、電子ファイルの容量で電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾（紙入札方式参加申請書（浜松市電子入札運用基準 様式3）を提出）を得た場合は、別記の1により持参することができる。

（※手続中の機器の不具合等で紙入札へ移行する場合は紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）を提出し発注者の指示に従うこと。）

イ 技術提案等の提出方法

入札説明書に示す様式及び注意事項に基づき作成し、システムによる提出を原則とする。ただし、電子ファイルの容量が大きいため電送できない場合や紙媒体による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参できる。

(2) 技術提案等のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(3) 参加資格がないと認められた者等の説明要求

参加資格がないと認められた者は、市に対し別記の1によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は説明を求められた日から2日以内に行う。

(4) 参加資格がないと認められた者及び別記の1の提出期限までに別記の1(1)イ、別記の1(2)ウに記載した書類を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点（発注者が設定している要求要件を満たしている場合に付与する点数）と加算点（技術提案等の内容に応じて付与する点数）の合計を当該参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を算出し、落札者を決定する方式とする。ただし、入札価格が浜松市低入札価格取扱要領第3条に規定する調査基準比較価格を下回った場合は、当該調査基準比較価格を評価算定上の入札価格とみなして評価値を算出する。

(2) 評価項目

評価項目については、次のとおりである。具体的な評価基準及び評価指標については、入札説明書による。

ア 簡易な施工計画に関する事項

施工管理（機器搬入据付計画）に対する技術的所見

イ 施工実績に関する事項

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項

※アの項目で最大5.0点、イ及びウの項目で最大3.0点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

ア 技術的所見（施工計画）の内容が標準施工方法を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の内容に応じて加算点を与える。なお、標準点は100点とし、加算点の最高点数を8.0点とする。

イ 入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の要件に該当する入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 価格以外の要素に係る提案が最低限の要求要件を満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除して得た数値を下回らないこと。

ウ 上記イにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(4) 評価内容の担保

落札者の提示した技術提案等については、評価内容を担保するために契約書等へ提案内容を記載し、監督・検査において履行状況について検査を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

また、施工実績等で提示した内容が履行されず評価点が下回った場合は、工事成績評定点を減ずる措置（配点1点につき2点減点）を行う。なお、減点は最大で20点までとする。

6 設計図書等について

(1) 設計書、仕様書、図面等（以下「設計図書等」という。）は、別記の2により閲覧させ又は提供する。

(2) 設計図書等に対する質問書は、別記の3により提出すること。

(3) (2)の質問に対する回答は、開札執行日の前3日間浜松市役所（財務部調達課）において閲覧に供するとともに、システムに回答を掲載する。

7 現場説明会（机上説明会を含む。）の日時及び場所等

現場説明会は、実施しない。

8 入札執行の日時及び場所等

入札執行の日時等は、別記の4により執行する。

9 入札方法等

(1) システムによる。ただし、発注者の承認を得れば書面を持参又は郵送して入札できる。

(2) 必要な書類

ア システムによる入札の場合

入札書及び工事費内訳書

イ 紙入札による場合

入札書、工事費内訳書、委任状（代理の場合）

ウ 郵送による入札の場合

入札書、工事費内訳書

※なお、工事費内訳書は、第1回の入札に際しての入札書に記載される入札金額に対応したものとする。また、本書が未提出又は不備がある場合は、無効の入札として取り扱うことがある。

(3) (2)の文書を提出しない者の入札は認めない。

(4) 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、郵便入札による入札参加者は、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合、2回目の入札に参加できないものとする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切り捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 調査基準価格及び失格制限価格

(1) この制限付一般競争入札は、浜松市低入札価格取扱要領を適用し、調査基準価格を設定する。なお、失格基準価格は設定しない。

(2) 調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札の決定を保留し、調査のうえ落札者を決定する。

(3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、低入札価格調査に協力すること。

(4) 低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合は、次に掲げる条件を付すものとする。

ア 建設業法第26条第3項の規定により専任の主任技術者（監理技術者）を置かなければならない場合にあつては、同条第1項に規定する主任技術者と同等以上の資格を有する者1名をその補助技術者として置かなければならない。なお、補助技術者は、専門技術者、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）又は他工事の補助技術者を兼ねることができる。

イ 補助技術者は、主任技術者（監理技術者）の業務を補助し、建設工事の適正な施工の確保に努めなければならない。

ウ 現場代理人は、常駐義務の緩和対象にならない。

エ 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、専任の監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び補助技術者は、これを兼ねることができない。また、補助技術者は、他工事の現場代理人又は監理技術者等を兼ねることができない。

オ 契約保証の額は、請負代金額の10分の3以上とする。

カ 受注者の責による契約解除や履行不能に伴う違約金の額は、請負代金額の10分の3とする。

1.1 契約に関する特記事項

(1) 本工事の請負契約にあたっては、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浜松市条例第26号）第2条の規定により、落札者と仮契約を締結し、後日、浜松市議会（以下「市議会」という。）9月定例会に契約議案を提出し、議決を経て本契約を締結する。

(2) この仮契約締結から市議会の議決までの間に、落札者が3に掲げる参加資格を失った場合は、発注者は仮契約の解除を行うことができるものとする。

(3) 市議会の議決を得られなかった場合、又は仮契約を解除した場合における落札者の損害については、発注者は一切の責めを負わないものとする。

(4) 本工事は、「令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（建築工事）」及び「令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（電気設備工事）」（以下「関連工事」という。）と密接に関連する工事であるため、本工事の契約締結に際しては次のとおりとする。

ア 関連工事のすべて又はいずれかが入札不調となった場合は、本工事の仮契約締結後、市議会11月定例会に契約議案を提出し、議決を経て本契約を締結することができる。

イ 関連工事にかかる契約議案を市議会11月定例会に提出できない場合は、発注者は本工事の仮契約を解除することができる。

1.2 入札保証金 この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

1.3 前金払、中間前払金及び部分払

前金払及び部分払は、浜松市公共工事等の前金払等実施要領に基づいて行う。中間前金払は、浜松市建設工事の中間前金払に関する取扱要領に基づいて行う。

1.4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札
- (2) 入札参加資格があることを確認され、その後落札決定までの間に3に掲げる参加資格を失った者の行った入札
- (3) 設計図書等に示した条件等制限付一般競争入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

(ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)

(イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

※共同企業体の場合、人的関係にある者同士が互いに別の共同企業体の構成員同士であるときは、いずれか1共同企業体のみを入札参加とする(人的関係にある者同士が同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能)。

1.5 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第1条第1項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

1.6 この工事に直接関連する他の工事の請負契約をこの工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

1.7 くじの実施

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじを実施する。システムによる入札の場合、入札書提出時に任意の3ケタのくじ番号を入力すること。なお、紙入札による場合は、入札書に任意の3ケタのくじ番号を記載し入札書を提出すること。ただし、入札書にくじ番号の記載のない場合には、システムにより自動生成された数値を採用するものとする。

1.8 現場代理人常駐義務の緩和

この工事は現場代理人常駐義務緩和の対象となる場合がある。

1.9 労務費ダンピング調査の試行

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載された直接工事費が一定水準を下回った場合、その理由の確認を次のとおり行う。

(1) 対象者

低入札価格調査の対象となった落札候補者

(2) 理由の確認方法

書面による確認とする。

(3) その他

書面の様式等については別途連絡し、低入札価格調査と並行して労務費ダンピング調査を行う。理由を回答しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

2 0 その他

- (1) 本工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約である。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

2 1 Summary

(1) Name and Quantity of Services or Goods

Act City Hamamatsu A Zone Renovation Works 2026 (Machine and Equipment Installation)

(2) Date & Location of Bid Opening:

June 11, 2026 (Thu), 9:00AM

Bid Room (*Nyusatsu-shitsu*), Hamamatsu City Hall (5F North Annex)

(3) Department responsible for affairs concerning specific procurement contracts:

[Division Responsible for Contracts]

Procurement Division, Finance Department, Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2176

[Division Responsible for Operations]

Creative Cities and Cultural Promotion Division, Citizen Affairs Department, Hamamatsu City

103-2 Motoshiro-cho, Chuo-ku, Hamamatsu City 430-8652

TEL: 053-457-2417

別 記

1 一般競争入札参加資格確認申請等及び技術提案等

(1) システムによる入札の場合

ア 提出期間 令和8年4月8日(水)午前9時から令和8年4月28日(火)午後0時(正午)までのシステム稼働時間内とする。

イ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式1)
- (イ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (ウ) 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見(様式2)
- (エ) 企業の施工実績等(様式3)
- (オ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (カ) 共同企業体に係る書類(押印のうえ、提出すること。)
 - あ 建設工事入札参加資格審査申請書
 - い 電子入札利用届(JV用)
 - う 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - え 使用印鑑届

(2) 紙入札による場合

ア 提出期間 令和8年4月8日(水)から令和8年4月28日(火)までの午前9時から午後5時まで(最終日は午後0時(正午)まで。郵送の場合は令和8年4月27日(月)必着とする。)

イ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

ウ 提出書類

- (ア) 確認申請書(様式1)
- (イ) 紙入札参加申請書(浜松市電子入札運用基準 様式3)
- (ウ) 経営規模等評価結果通知書の写し(全ての構成員)
- (エ) 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見(様式2)
- (オ) 企業の施工実績等(様式3)
- (カ) 配置予定技術者等の資格・工事経験等(様式4)
- (キ) 共同企業体に係る書類(押印のうえ、提出すること。)
 - あ 建設工事入札参加資格審査申請書
 - い 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - う 使用印鑑届

(3) 一般競争入札参加資格確認申請結果通知

令和8年6月3日(木)午後1時以降、システム又は電子メールにより通知する。

なお、特別の事情がない限り電話連絡はしないので、留意すること。

(4) 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

ア 方法 システム又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールでの提出の場合は送信後、電話連絡すること。

イ 提出期限 令和8年6月5日(金)午後5時

ウ 提出先 浜松市役所(財務部調達課)

エ 回答 令和8年6月8日(月)までにシステム又は電子メールにより通知する。

2 設計図書等の閲覧、公開及び入手方法

(1) 閲覧期間及び公開期間 令和8年4月7日(火)から令和8年6月10日(水)まで(ただし、閲覧の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く)

く午前9時から午後5時までとする。)

- (2) 閲覧場所 浜松市役所（財務部調達課）
- (3) 公開場所及び入手方法 P P I の当該案件のページからダウンロードして入手すること。なお、設計図書等については、財務部調達課へ「設計図書申込書」をメールにて提出すること。
- (4) その他 「設計図書申込書」をメール送信後電話連絡すること。 申込書を受領後、指定されたアドレスあてに設計図書等のデータを送付する。

3 設計図書等に対する質問

- (1) 提出方法 システム、電子メール又は持参により提出すること。なお、電子メールで提出する場合は、送信後電話連絡すること。
- (2) 受付期間 令和8年4月8日（水）から令和8年6月2日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (3) 提出先 浜松市役所（財務部調達課）

4 入札執行日時等

- (1) 入札書等受付期間
 - ア システムによる入札の場合
令和8年6月9日（火）午前9時から令和8年6月10日（水）午後0時（正午）までのシステム稼働時間内とする。
 - イ 紙入札による持参の場合
令和8年6月9日（火）から令和8年6月10日（水）までの午前9時から午後5時まで（最終日は午後0時（正午）までとする。）※郵送は（2）のウを参照
- (2) 提出方法
 - ア システムによる入札の場合 工事費内訳書を添付のうえ提出すること。
 - イ 紙入札による持参の場合
 - (ア) 提出場所 浜松市役所（財務部調達課）へ（1）までに直接持参すること。
 - (イ) 提出書類 入札書、工事費内訳書、委任状（代理人の場合）
 - (ウ) 入札参加者側の都合によりシステムによる処理の継続ができなくなり紙入札へ移行する場合は、入札書提出期限までに入札担当課へ連絡し、紙入札方式移行申請書（浜松市電子入札運用基準 様式4）、入札書、委任状（代理人の場合）及び工事費内訳書を速やかに提出し、発注者の指示に従うこと。
 - ウ 郵送による場合
 - (ア) 送付先 浜松市役所財務部調達課工事契約グループ
 - (イ) 提出期限 令和8年6月9日（火）必着
 - (ウ) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便
郵送用封筒には①送付先（入札担当課の郵便番号、所在地、名称）、②件名、③入札者の郵便番号、所在地、名称を記入するほか、「入札書在中」又は「入札書及び内訳書在中」と記載し、入札書と工事費内訳書がひとつの封筒に封かんできない場合は、それぞれを封かんした上で一つの郵送用封筒により送付すること。
 - (エ) 提出書類 入札書、工事費内訳書
 - (オ) 郵送提出の注意事項
入札書等が浜松市に到達した以降は、その引換え、変更又は取消しをすることが

できない。

(3) 開札の日時 令和8年6月11日(木) 午前9時10分

(4) 開札の場所 浜松市役所(入札室)

一般競争入札参加資格確認申請書の提出にあたって

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、「公告（写）」、「浜松市建設工事一般競争入札心得」、「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」、「浜松市電子入札運用基準」等を参照し、間違いのないようにすること。この入札は静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

記

- 1 工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）
- 2 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2026000148号
- 3 その他説明事項
 - (1) 設計書等の受託者
 - ア 公告3（1）ケの「1に掲げる工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社日本設計中部支社 愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号
 - イ 公告3（1）ケの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の（ア）又は（イ）に該当するものである。
 - （ア）当該受託者（各構成員も含む）の発行済株式総額の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - （イ）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
 - (2) 建設リサイクル法対象工事

この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

落札者は入札後、契約書作成までの間に次の内容を決定し、下記の事項を記載した書面を契約担当者へ提出すること。

 - ア 分別解体等の方法
 - イ 解体工事に要する費用
 - ウ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - エ 特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用
 - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び技術提案等の提出について

次の様式を使用することとし、システムにより提出する場合は、添付するファイルの名称に業者名と様式の名称を必ず入れること。システムによる提出の場合は、代表者印は不要とすることができる。

 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 技術提案等
 - （ア）施工上配慮すべき事項に対する技術的所見（様式2）
 - （イ）企業の施工実績等（様式3）
 - （ウ）配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
 - ウ 工事費内訳書 P P I に格納してある様式を用いること。
 - (4) 現場（工事）説明

現場説明は実施しない。
 - (5) 質疑応答書の提出について

質疑のある場合についてのみ、令和8年6月2日（火）午後4時までに様式5により提出すること。

(6) その他

以下の用紙等が必要な場合は、入札担当課へ問い合わせること。

「浜松市総合評価落札方式による競争入札要領」

「一般競争入札心得」

「質疑応答書」

4 浜松市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、電子入札システムに障害等やむをえない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。

浜松市一般競争入札
設 計 図 書 申 込 書

開札日 6 月 1 1 日

工 事 名 称	令和 8 年度 アクトシティ浜松 A ゾーン改修工事 (機械設備工事) (課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第 2 0 2 6 0 0 0 1 4 8 号)		
申 込 日	令和 年 月 日 ()		
所在地及び 会 社 名			
担 当 者 名	(押印不要)	電話番号	— —
送付先メール アドレス			

浜松市財務部調達課
工事契約グループ
Eメールアドレス：
tyotatu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

一般競争入札参加資格確認申請書

入札公告番号	浜松市調達公告第 27 号	公告年月日	令和 8 年 4 月 7 日
工 事 名	令和 8 年度 アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事（機械設備工事） （課名 創造都市・文化振興課 入札番号 第 2026000148 号）		
工 事 場 所	浜松市中央区板屋町地内		
業 種 ラ ン ク 等	<ul style="list-style-type: none"> ・代表構成員 管工事の経営事項審査結果の総合評定値（P） _____点 ・その他の構成員 管工事の経営事項審査結果の総合評定値（P） _____点 		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し （確認申請書の提出期限日時点で有効のもの）※全ての構成員 ・施工上配慮すべき事項に係る技術的所見（様式 2） ・企業の施工実績等（様式 3） ・配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式 4） ・共同企業体に係る書類（押印のうえ、提出すること） <ul style="list-style-type: none"> ①建設工事入札参加資格審査申請書 ②電子入札利用届（JV用）（電子入札システムを利用する場合） ③特定建設工事共同企業体協定書の写し ④使用印鑑届 		

同種・類似工事に該当する場合は、契約書の写しを添付すること。CORINS への登録がある場合は、工事カルテを添付すること。工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は必ず添付すること。

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市調達公告第 27 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 共同企業体
の 名 称

代表者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

その他の
構成員 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者	共同企業体 の 名 称	
代表者	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟
その他の 構成員	住所又は所在地 商号又は名称 代表者氏名	㊟

今般貴市所管に係る令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）の入札に参加したいので、特定建設工事共同企業体を結成し、別冊〇〇特定建設工事共同企業体協定書及び指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請いたします。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

電子入札利用届（JV用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

共同企業体
の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

その他の 住 所
構成員 商号又は名称
代 表 者 名

本共同企業体において、構成員は代表者に入札に関する一切の権限を委任し、代表者のICカードにより浜松市の電子入札に参加したいので届け出ます。

〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 浜松市発注に係る令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(機械設備工事)
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「機械設備工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後〇か月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、たとえば3と記入する。

- 2 機械設備工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に

利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外1社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 ⑩

使 用 印 鑑 届

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 共同企業体の名称

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

その他の 住 所
構成員 商号又は名称
代 表 者 名 ⑩

下記の印鑑を令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）の入札の参加並びに契約の締結、代金の請求及び受領に使用するため届け出ます。

記

使用印鑑

(代表者の印を押印する)

総合評価方式（簡易型）入札説明書

下記の工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

- 1 工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）
- 2 課名・入札番号 創造都市・文化振興課 第2026000148号
- 3 本工事は、入札者から性能、機能、技術等に関する提案(以下「技術提案等」という。)を募集し、入札者に工事価格及び技術提案等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。
- 4 技術提案書等の提出について
 - (1) 提出する技術提案書等は以下のとおりとする。
 - ア 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見（様式2）
 - イ 企業の施工実績等（様式3）
 - ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
 - (2) 作成上の注意事項
 - ア 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見（様式2）

「技術提案書作成にあたっての条件等（別添資料1）」を確認し、「施工管理（機器搬入据付計画）に対する技術的所見」に関する技術提案を記載すること。
 - イ 企業の施工実績等（様式3）
 - (ア) 代表構成員の実績について記載すること。
 - (イ) 平成23年度以降に完成・引渡しをした、同種工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））又は類似工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））を元請（単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員に限る）として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。
 - (ウ) 受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。
 - (エ) CORINSへの登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。
 - ウ 配置予定技術者等の資格・工事経験等（様式4）
 - (ア) 代表構成員の実績について記載すること。
 - (イ) 配置を予定する技術者の氏名、年齢等を記載する。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査は、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。また、実際の施工にあたって記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合な

どとし、書面等の方法により発注者と受注者の間で合意がなされた場合とする。ただし、原則として、配置予定技術者と同等以上の資格を有し、かつ、加算点の合計が同等以上となる技術者との交代であることとする。

- (ウ) 工事経験は、平成23年度以降に完成・引渡しをした、同種工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））又は類似工事（主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事（増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る））を主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した実績がある場合は、工事名称等を記載すること。ただし、単独又は共同企業体の出資比率20%以上の構成員として受注した元請工事に限る。
- (エ) CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。なお、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

5 総合評価に関する事項

入札の評価に関する基準

各評価項目について次の評価基準に基づき加点するものとする。

令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事(機械設備工事)

評価項目・配点一覧表

(課名:創造都市・文化振興課 入札番号:202600148)

企業への期待	評価の視点	評価項目	評価基準	評価指標	配点
企業技術力の高度	簡易な施工計画	施工管理(機器搬入据付計画) (評価項目に対する提案は5つ以内とする。)	施工管理の方法が適切であり、優れた工夫がみられる。(2ポイント)	1ポイントにつき0.5点とし、最大5点評価とする。	5.0 ~ 0.0
			施工管理の方法が適切であり、工夫がみられる。(1ポイント) 上記以外(0ポイント)		
小計					5.0
企業の技術力	施工実績	過去15年間(当該年度及び過去15年度)の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事(増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	1.0
			類似工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事(増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	0.5
			該当なし		0.0
	配置予定技術者の能力	過去15年間(当該年度及び過去15年度)の主任(監理)技術者の施工経験の有無 ※主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験を対象とする。	同種工事の実績あり	平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,800席以上の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事(増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	2.0
類似工事の実績あり			平成23年度以降に完成・引渡しをした、主構造を鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とした客席数1,400席以上1,800席未満の音楽ホールの新築、増築又は改築工事に伴う空気調和設備工事・給排水衛生設備工事を含む機械設備工事(増築又は改築工事にあつては、増築又は改築部分に限る)を元請(単独又は共同企業体出資比率20%以上の構成員に限る。)として施工した実績	1.0	
該当なし				0.0	
小計					3.0
合計					8.0

※施工実績及び配置予定技術者の能力の項目は、代表構成員を評価対象とする。

6 実施上の留意事項

- (1) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、発注者は、提案内容に関して提案者以外のものに知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。
- (2) 技術的所見について、契約金額の変更は認めない。
- (3) 技術提案等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された技術提案等は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (5) 技術提案等に虚偽の記載をした者は、この入札に参加できない。また、浜松市工事請負契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがあることとする。

なお、技術提案等に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (6) 提出された技術提案等は、返却しない。

技術提案書作成にあたっての条件等

(発注者が設定している標準案等)

評価項目：施工管理（機器搬入据付計画）に対する技術的所見

発注者が求める施工上配慮すべき施工管理に対する施工計画

【項目設定の趣旨】

本工事は、空気調和設備、給排水衛生設備について輻輳することが想定され、納まりや施工順序等について、十分検討した後に施工する必要がある。特に、空気調和設備（エアーハンドリングユニット）はB3階空調機械室まで館内廊下等を通して搬入する計画であるが、通路幅等の制約や機械室内の既存機器設備及び配管設備等との干渉を十分確認する必要がある。そのため、納まりや搬入する際の制約等の立体的な確認やシミュレーションができ、かつ、円滑な調整が可能な機器搬入据付計画の作成が重要となる。

1. 提案項目

立体的な確認やシミュレーション、かつ、円滑な調整が可能な機器搬入据付計画について提案する。

2. 標準案

1) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版及び設計図、現場説明書、特記仕様書による。

3. 記載要領

様式2に当該工事に採用する機器搬入据付計画を提案すること。

- 1) 提案は5つ以内とし、提案項目に対する技術的な所見を該当欄に記載すること。
- 2) ICT（情報通信技術）活用に関する機器搬入据付計画を積極的に提案すること。
- 3) 技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、同様式の該当欄に「○」と記すこと。

4. 評価内容

- 1) 提案は、施工計画の適切性、施工条件との整合、確実性などにより評価する。
- 2) 施工計画は、標準案（一般的かつ標準的な方法）を前提とし、その計画により施工の確実性を高める工事従事者が行う工夫を評価するものであるため、設計変更を伴うもの若しくは明らかに施工承諾が必要な提案は採択しない。
- 3) 採択された内容は、「評価項目・配点一覧」に示す評価基準により評価する。

5. 留意事項

- 1) 提案に伴う工事費の変更は行わないため、受注者の責により提案すること。
- 2) 他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。
- 3) 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。
- 4) 採択された機器搬入据付計画は、すべて契約書にその内容を記載する。受注者は、工事の施工に先立ち、詳細な機器搬入据付計画書を作成し、監督員に提出すること。また、受注者の責により、施工計画書に不履行があった場合の取扱いは、入札説明書等による。
- 5) 機材の追加、変更に関する提案は認めない。

施工上配慮すべき事項に対する技術的所見

工 事 名 : 令和 8 年度 アクトシティ浜松 Aゾーン改修工事 (機械設備工事)
 共同企業体名 :

技術提案を行わず標準案に基づき施工する場合、右の空欄に「○」と記すこと。 その場合、以下は記入しない。	
--	--

施工管理 (機器搬入据付計画)		
No.	取組み事項	具体的な取組み内容
1		
2		
3		
4		
5		

(注意事項)

- 1 記載枚数は A 4 用紙 1 ページにまとめ、この書式による Word 形式のデータで提出すること。
- 2 技術提案が採択されなかった場合は、標準案での施工を行うこと。

企業の施工実績等

※代表構成員の実績等について記載すること

工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）

会社名：_____

過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績

工 事 名 称 等	同種・類似の区別	同 種 ・ 類 似 ・ な し
	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	
	工 事 概 要	
	CORINS への登録	あり（CORINS 登録番号： _____）・なし

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。

※受注形態等は、単体／共同企業体名（構成員・出資比率）を記載すること。

配置予定技術者等の資格・工事経験等

※代表構成員の実績等について記載すること

工 事 名 令和8年度 アクトシティ浜松Aゾーン改修工事（機械設備工事）

会社名： _____

配置予定技術者の氏名	(生年月日 年 月 日 歳)	
法令による資格・免許	(例) 監理技術者 年 月取得 (登録番号：)	
工事 経験 の 概要	同種・類似の区別	同 種 ・ 類 似 ・ な し
	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号：) ・ なし
他 工事 の 従 事 状 況 申 請 時 に お け る	従事の有無	あ り ・ な し
	工 事 名	
	発注機関名	
	工 期	
	従 事 役 職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS への登録	あり (CORINS 登録番号：) ・ なし

※同種・類似工事に該当がある場合は、契約書の写しを添付すること。なお、CORINS への登録がある場合は、工事カルテの添付により契約書の写しを省略することができるが、竣工登録がされていない場合は、契約書の写し（変更契約書を含む。）を省略できない。工事カルテ等により、配置がされていたことがわかる資料も添付することとし、工事概要がわかるもの（実施設計書及び設計図面等の該当部分）は登録がある・なしに係わらず必ず添付すること。ただし、「過去15年間の会社の同種・類似工事の施工実績」と工事実績が同じ場合は、重複して添付する必要はない。

※複数の技術者を登録する場合は、本様式を複写して作成すること。申請書提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を申請することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。

※年齢、法令等による資格・免許等が確認できる書類の写しを添付すること。